

小田原市監査委員公表第2号

平成30年3月28日

小田原市監査委員 岡 本 重 治

小田原市監査委員 数 馬 勝

小田原市監査委員 木 村 正 彦

定期監査（Ⅱ）の結果公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

## 2 監査の期間

平成30年1月17日から同年3月26日まで

## 3 監査実施部課等

福祉健康部	福祉政策課、生活支援課、高齢介護課、障がい福祉課 保険課、健康づくり課
子ども青少年部	子育て政策課、保育課、青少年課
下水道部	下水道総務課、下水道整備課
病院管理局	経営管理課、医事課
消防	消防総務課、広域調整課、予防課、警防計画課、救急課 情報司令課、消防署

## 4 監査の対象

主として平成29年4月から同年12月までの財務に関する事務の執行

## 5 監査の方法

各対象課等から関係書類の提出を求め、書類を審査するとともに関係職員から事情聴取を行った。

## 6 監査の結果

収入・支出等については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において以下のとおり指摘すべき事項が見受けられた。

### (1) 収入事務

#### ア 調定事務について（医事課）

7月分の医業収益に調定漏れがあった。

### (2) 支出・契約事務

#### ア 契約事務について（福祉政策課）

業務委託契約において、相手方が小規模事業者であるとして、消費税を支払わない契約を締結している事例が見受けられた。

#### イ 契約事務について（経営管理課）

契約事務に関し書面の誤りなど不適切な事務が複数見受けられた。

#### ウ 契約に係る印紙税について（福祉政策課、高齢介護課、保険課）

契約書の収入印紙について、金額に誤りがあるものが見受けられた。

#### エ 契約書の作成について（青少年課）

市長印が押印されていない契約書が見受けられた。

オ 補助金の額の確定について（高齢介護課、子育て政策課）

補助金交付事務について、額の確定に係る事務を行っていないものが見受けられた。

カ 負担金事務について（保育課）

災害共済給付制度共済掛金はスポーツ振興センター法で保育所が支出するものと規定されているが、市は市立の保育園分だけでなく民間の保育所についてもこの共済掛金を支出していた。

今回の監査において、監査実施部課等の平成28年度補助金事務について確認したところ、平成29年4月1日以降に実績報告書の収受や額の確定を行っている事例が複数見受けられた。

これらの補助金は、事業の完了を待たずに一部又は全部を交付する概算払によるものであった。

概算払による補助金の会計年度所属区分については、地方自治法施行令（第143条第1項第5号）で定められており、その支出負担行為をした日の属する年度となる。

そして、概算払は必ず精算（地方自治法施行令第159条）を伴うので、実績報告の収受や額の確定については支出負担行為をした日の年度内（平成28年度の場合は平成29年3月31日まで）に行う必要がある。

これら補助金に係る事務は各所管の要綱に従って行われているところであるが、会計年度の所属区分については、平成27年10月に本市の補助金交付要綱準則が改正されているので、これに基づき適正な補助金事務の執行に努められたい。